



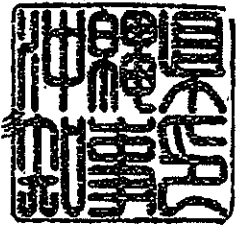
沖縄県指令農第1381号

沖縄防衛局

平成26年7月11日付け沖防第2769号による岩礁破碎等の許可申請については、沖縄県漁業調整規則(昭和47年9月12日沖縄県規則第148号)第39条第3項の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

平成26年8月28日

沖縄県知事 仲井眞 弘幸



- 1 許可期間は、平成26年8月28日から平成29年3月31日までとする。
- 2 岩礁破碎等の区域には、工事が完了するまで、適宜、標識等を表示すること。
- 3 漁業権漁業及びその他の漁業の操業をいたずらに妨げないこと。
- 4 岩礁破碎等の工事は、日の出から日没までとする。
- 5 漁場汚濁が生じた場合には、直ちに工事を中断して被害を最小限にとどめる措置を講ずること。
- 6 漁業調整その他公益上の事由等により、別途指示をする場合は、その指示に従うこと。
- 7 知事が工事の進捗状況等について説明を求めた場合には、遅滞なく資料を提供すること。
- 8 岩礁破碎等の行為が完了した後は、速やかに完了届を提出すること。
- 9 本申請外の行為をし、又は付した条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある。